

変更・廃止・休止・再開・加算に必要な添付書類一覧（通所リハビリ・介護予防通所リハビリ）

※事業所の名称や加算の区域に関する変更は、他に変更事項がある場合は、当該変更にかかる届出も併せてご提出ください。また、随時見直しを行っています。最新のものはNAGOYAかいこネットをご確認ください。

△印は、変更がある場合にのみ必要な書類
●印は、加算を取る場合に必要な書類（加算取り下げの場合は不要）

Table with columns for '事業所に関する変更' (Changes to the facility) and '加算' (Addition). Rows include '変更があった事項' (Items that have changed), '提出書類' (Submitted documents), and various forms like '変更届出書' (Change notification form), '代表者情報' (Representative information), and '介護給付費算定' (Nursing fee calculation).

★1) 事業所の名称変更、事業所の住所変更
★2) 運営規程の従業員の数について、「〇人以上」のように記載しており、そこから変更がない場合は、届け出る必要はありません。また、人員変更については特例措置もあります。詳しくは、NAGOYAかいこネットをご覧ください。

★3) 利用者増に対応するための経営改善に時間を用いるその他の特別の事情により、1回の延長が認められます。
★4) 「入浴介助加算Ⅰ」から「入浴介助加算Ⅱ」に変更する等の場合（逆も同様）は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」と「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」のみ提出してください。

★5) 休止届・廃止届の締め切りは休止・廃止日の1ヶ月前です。なお、休止届の休止期間は、最長6ヶ月です。

注 1) 代表者の住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、各種誓約書を添付する必要があります。
注 2) 使用（開設）許可証等の変更を伴わない場合や軽微な区画変更など、添付不要な場合もありますので、事前相談時にご確認ください。

注 3) 定員減の場合は添付する必要はありません。
注 4) 兼務関係の変更も届出が必要です。
注 5) 住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。

注 6) 延長サービスに従事する職員の方から「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」を添付してください。
注 7) 精神科医師もしくは神経内科医師をもって要件を満たす場合は、添付不要です。

注 8) 中重度者ケア体制加算に係る届出書及びサービス提供体制強化加算に関する届出書の作成に当たっては、それぞれの加算に係る計算書を必ず作成し、その内容を反映したものを提出してください。なお、それぞれの計算書の様式については、NAGOYAかいこネットに掲載しておりますのでご利用ください。

注 9) 介護職員処遇改善加算等を算定していた事業所は、NAGOYAかいこネットの「介護職員処遇改善加算について（介護職員処遇改善実績報告について）」をご確認の上、実績報告書等を併せて提出してください。

注 10) NAGOYAかいこネットの「業務管理体制について」をご覧ください。医療みなし指定の事業所は、業務管理体制の対象外です。
注 11) その他基準省令確認書類（参考様式46）は、本市が必要と認める場合に添付してください。（様式は必要の都度配布します。）

※届出の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください。